

# 児童手当制度が一部変更になります

大切なお知らせです。必ずご確認ください。

## (1) 特例給付に所得上限額が設けられます

⇒所得額により特例給付が支給されない場合があります。

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。（支給対象外となる方には別途通知します。）

※所得上限額以上で児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、**改めて子ども家庭課へ認定請求書の提出が必要です。**

児童を養育している方の所得が、下表の

- ・①未満の場合 …児童手当（児童1人当たり月額10,000円または15,000円）
- ・①以上②未満の場合 …特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）
- ・②以上の場合 …**支給なし**

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限りません。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。



裏面に続きます。必ずご確認ください。

## (2) 現況届の提出が不要になります

⇒受給者の現況を公簿等で確認することで、毎年6月の現況届の提出を原則不要とします。

一部現況届の提出が必要な方については、6月に別途お知らせします。

### 現況届の提出が必要な方

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が倉吉市と異なる方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ・その他、倉吉市から提出の案内があった方

※公簿等で確認できない事由がある場合は、子ども家庭課より確認の連絡をすることがあります。

## (3) 変更事項があった方は届出が必要です

- ・児童を養育しなくなったとき
- ・受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ・受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ・配偶者と**婚姻・離婚**したとき（離婚協議中の受給者が離婚をしたときを含む）
- ・3歳未満の児童を養育している方で、**加入する年金が変更になった**とき（国民年金から厚生年金に変更になったなど）
- ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

※変更の届出が必要となる児童は受給者の養育する高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童です。

## 公務員の方へ

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

**※申請が遅れると、勤務先と市町村での二重支給が生じ、過払金を返還していただく場合があります。**

**また、原則遅れた分の手当をさかのぼって支給できませんので、ご注意ください。**

## お問い合わせ先

倉吉市役所 子ども家庭課 子育て支援係  
倉吉市堺町2丁目253番地1（第2庁舎2階）  
☎0858-22-8100